

議員提出議案第 号

大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について

大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年 9月 日 提出

提出者 大分市議会議員 小手川 恵
廣次 忠彦
福間 健治
大久保八太

大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
大分市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和49年大分市条例第44号）の
一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第5条中「第4条第1項」を「前条第1項」に、「、同条第3項の損害賠償の額並びに前条の一部自己負担金の額」を「並びに同条第3項の損害賠償の額」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例に施行の日以後の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

乳幼児医療費に係る一部自己負担金制度を廃止いたしたく本案を提出する。